

令和 8 年 8 月 25 日
ナブテスコグループ健康保険組合
理事長 高橋 誠司
(公 印 省 略)

組 合 規 約 の 一 部 改 訂 の 件

ナブテスコグループ健康保険組合の規約を一部変更しましたので公告します。

記

実態に即した規約とするため、また文言誤りの修正のため全体的に規約の見直しを行う。
変更の詳細は以下の通り。

- 第 2 章第 1 1 条：文言修正
 - 第 1 7 条：文言修正
- 第 3 章第 2 8 条：立候補制の採用のため
 - 第 3 2 条 7：文言修正
- 第 8 章第 5 3 条：該当の診療所がないため削除
- 第 1 0 章第 6 4 条：該当の施設がないため削除
 - 第 6 5 条および第 6 6 条： 近年利用実績がなく、マイナ保険証の普及により
立て替えの発生ケースも限定されており廃止のため削除

新旧条文対照表

新	旧
---	---

第2章 組 合 会 (当選人) 第11条 選挙の結果、各選挙区において最多数の投票を得た者<u>から順次定数に達するまでの者</u>を当選人とする。ただし、各選挙区内の議員の定数をもって投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票がなければならない。 2 略 (臨時組合会) 第17条 理事長は、議員の定数の3分の1以上の者から会議の目的である事項を示して組合会の招集の請求があったときは、その請求のあった日から20日以内に<u>臨時</u>組合会を招集しなければならない。 2 略 第3章 役 員 及 び 職 員 (理事、理事長及び監事の選挙) 第28条 理事、理事長及び監事は、無記名投票による<u>選挙により行わなければならない。ただし、候補者の数が選挙すべき理事、理事長及び監事の定数を超えない場合は、この限りではない。</u> 2 略 (理事会の議事) 第32条 1～6 略 7 理事長は、前項の議決をおこなった場合には、すみやかに<u>理事</u>に通知しなければならない。 第8章 保 険 給 付 <u>第53条 削除</u>	第2章 組 合 会 (当選人) 第11条 選挙の結果、各選挙区において最多数の投票を得た者を<u>もって</u>当選人とする。ただし、各選挙区内の議員の定数をもって投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票がなければならない。 2 略 (臨時組合会) 第17条 理事長は、議員の定数の3分の1以上の者から会議の目的である事項を示して組合会の招集の請求があったときは、その請求のあった日から20日以内に組合会を招集しなければならない。 2 略 第3章 役 員 及 び 職 員 (理事、理事長及び監事の選挙) 第28条 理事、理事長及び監事は、無記名投票により<u>選挙する。</u> 2 略 (理事会の議事) 第32条 1～6 略 7 理事長は、前項の議決をおこなった場合には、すみやかに<u>議員</u>に通知しなければならない。 第8章 保 険 給 付 <u>(医療機関の指定)</u>
---	--

第10章 そ の 他 事 業 <u>第64条 削除</u> <u>第65条 削除</u> <u>第66条 削除</u>	<u>第53条 この組合が法第63条第3項第2号の規定により同号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局として指定しようとするときは、組合会の議決を経なければならない。</u> 第10章 そ の 他 事 業 <u>(施設の利用等)</u> <u>第64条 削除</u> <u>この組合において設置した施設の利用方法及び利用料は、組合会の議決を経て別に定める。</u> <u>2 この組合において、保健事業として実施する被保険者及び被扶養者への補助の補助方法及び補助額は、組合会の議決を経て別に定める。</u> <u>(高額医療費貸付)</u> <u>第65条 この組合においては、法第150条の規定により、被保険者及びその被扶養者の高額医療費に係る当座の窓口負担に充てるための資金の貸付事業を行う。</u> <u>2 前項の資金の貸付事業に係る実施細目については、組合会の議決を経て別に定める。</u> <u>(出産費貸付)</u> <u>第66条 この組合においては、法第150条の規定により、被保険者及びその被扶養者の出産費に係る当座の窓口負担に充てるための資金の貸付事業を行う。</u> <u>2 前項の資金の貸付事業に係る実施細目については、組合会の議決を経て別に定める。</u>
---	---

附 則

この規約は令和8年9月1日より施行する。